

## 保育料のご案内（2号・3号認定用）

令和8年4月分から令和8年8月分までの保育料決定通知(3号)又は保育料無償化のお知らせ(2号)をお送りいたします。算定方法については以下をご覧ください。

《詳細》保育料及び給食費について  
(横須賀市ホームページ)



### 市民税所得割額による保育料階層の決定

- ・0～2歳児クラスの保育料は世帯の市民税所得割額により決定します。
- ・3～5歳児クラスの保育料は無償です。ただし、別途給食費（主食費・副食費）等がかかります。
- ・父もしくは母（あるいは両親とも）の市民税所得割額が確認できないときは、いったん年齢区分の最高額で決定します。以下のとおり書類を園または子育て支援課に提出していただくことで再算定します。ただし、再算定をしても保育料が変わらない場合もあります。再算定の期限は令和9年3月31日です。これ以降、書類を提出しても再算定は行いません。

#### ①令和7年1月1日時点で横須賀市に住民登録をしていない場合

住民票のあった市区町村から令和7年度市民税課税（非課税）証明書を取得し、ご提出ください。

#### ②未申告の場合

市役所市民税課で令和6年中の所得申告後、令和7年度市民税課税（非課税）証明書を取得しご提出ください。

	保育料	主食費・副食費（おかず、おやつ代）
3～5歳児クラス	なし (保育料無償化)	あり 以下の場合副食費のみ免除 ①市民税所得割57,700円未満（年収360万円相当）の世帯（ひとり親世帯等77,101円未満の世帯） ②第3子以降以降の子ども ※第○子の数え方 教育・保育施設に通う未就学児の年長者から順番。
0～2歳児クラス	市民税所得割額に応じて決定 (保育料基準額表を参照)	なし (保育料に含まれる)

保育料を算定する税額の年度は、4～8月、9～3月で切り替わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

令和7年度 市民税所得割額  
令和6年1月1日～令和6年12月31日  
までの収入に対する税額  
(米軍属の方は2024年のW2)

令和8年度 市民税所得割額  
令和7年1月1日～令和7年12月31日  
までの収入に対する税額  
(米軍属の方は2025年のW2)

### 多子世帯の保育料負担軽減の適用

第2子以降のお子さんの保育料を軽減します。同じ世帯に兄・姉がいる場合、年齢は問わず年長者から数え第2子は保育料半額、第3子以降の保育料は0円になります。（副食費の免除と多子の数え方が異なります。）  
兄・姉がいるにも関わらず減免を受けられていない場合、お手数ですが下記事務担当まで連絡ください。

## 2号認定・3号認定の保育料基準額表

- 1 階層区分は、父母の市町村民税所得割額の合算額で算定します。  
ただし、父母の年収合計が120万円未満の場合は、同居の祖父母等家計の主宰者の市町村民税課税額で算定します。父母の年収には児童手当、児童扶養手当、育児休業給付金、その他の収入金額を含めます。
  - 2 保育料決定に係る書類の不足等により市町村民税所得割額等が確認できない場合は、最も高い階層(D13)で決定します。書類の提出等により市町村民税所得割額等が確認でき次第、保育料を更正します。
  - 3 年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。年度途中で誕生日を迎えても年齢区分に変更はありません。
  - 4 【D7-1～D13階層のみ】第2子以降のお子さんの保育料を軽減します(多子軽減)。入所児童と同じ世帯の兄弟(年齢制限なし)を年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。第2子のお子さんの保育料は基準額の概ね半額に、第3子以降のお子さんの保育料は0円となります。
  - 5 ひとり親世帯等の「等」とは、①身体・精神障害、療育手帳所持世帯②特別児童手当、障害基礎年金受給者がいる世帯となります。
- ※ 算定方法の詳細については、横須賀市ホームページに記載してあります。

階層区分		多子の順	利用者負担額(月額:円)					
			保育標準時間			保育短時間		
			3~5歳児	0~2歳児	0~2歳児 (ひとり親等)	3~5歳児	0~2歳児	0~2歳児 (ひとり親等)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	多子に関係なく無料	0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯		0	0	0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯		0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割課税額 8,700円未満の世帯		0	0	0	0	0	0
D2	市民税所得割課税額 8,700円～48,600円未満の世帯		0	0	0	0	0	0
D3	市民税所得割課税額 48,600円～53,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0
D4	市民税所得割課税額 53,000円～73,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0
D5	市民税所得割課税額 73,000円～97,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0
D6	市民税所得割課税額 97,000円～115,000円未満の世帯		0	0	0	0	0	0
D7-1	市民税所得割課税額 115,000円～135,600円未満の世帯		第1子	0	35,400	0	0	34,900
		第2子	0	17,700	0	0	17,400	0
D7-2	市民税所得割課税額 135,600円～169,000円未満の世帯	第1子	0	35,400	35,400	0	34,900	34,900
		第2子	0	17,700	17,700	0	17,400	17,400
D8	市民税所得割課税額 169,000円～229,000円未満の世帯	第1子	0	41,400	41,400	0	40,700	40,700
		第2子	0	20,700	20,700	0	20,300	20,300
D9	市民税所得割課税額 229,000円～268,000円未満の世帯	第1子	0	48,700	48,700	0	47,900	47,900
		第2子	0	24,300	24,300	0	23,900	23,900
D10	市民税所得割課税額 268,000円～301,000円未満の世帯	第1子	0	53,700	53,700	0	52,900	52,900
		第2子	0	26,800	26,800	0	26,400	26,400
D11	市民税所得割課税額 301,000円～322,000円未満の世帯	第1子	0	58,700	58,700	0	57,800	57,800
		第2子	0	29,300	29,300	0	28,900	28,900
D12	市民税所得割課税額 322,000円～343,000円未満の世帯	第1子	0	60,000	60,000	0	59,100	59,100
		第2子	0	30,000	30,000	0	29,500	29,500
D13	市民税所得割課税額 343,000円以上の世帯	第1子	0	61,500	61,500	0	60,500	60,500
		第2子	0	30,700	30,700	0	30,200	30,200

《参考》 保育所・認定こども園等を  
保育給付認定でご利用中の方へ  
(横須賀市ホームページ)

